

横浜市駐車場条例取扱基準の一部改正について

～令和3年6月1日 施行～

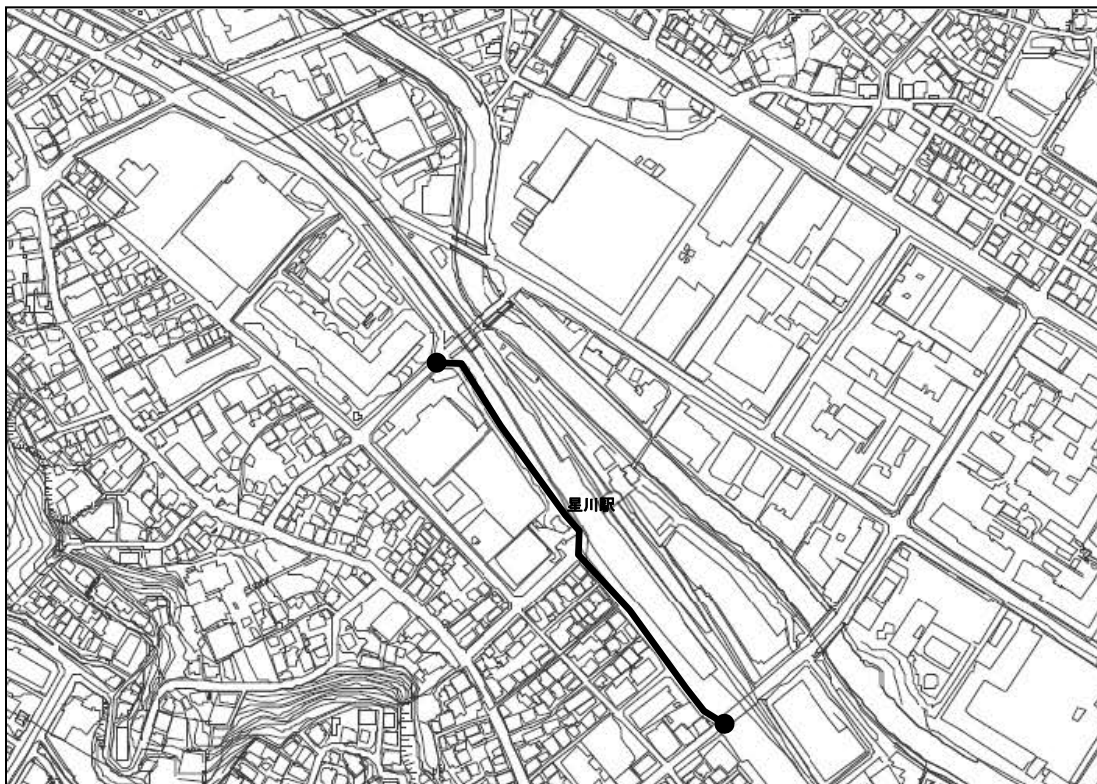
横浜市駐車場条例取扱基準（平成7年6月制定。以下「取扱基準」という。）では、横浜市駐車場条例（昭和38年条例第33号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえて、駐車施設等の設置に関する必要な事項等を定めています。

改正内容 指定地区の追加【取扱基準第3条第1号別図1】

このたび、星川・天王町・保土ヶ谷駅周辺街づくり協議地区の周辺の賑わいと歩行者の安全性の確保を目的に、横浜市街づくり協議要綱第4条に基づく「星川・天王町・保土ヶ谷駅周辺街づくり協議地区整備指針」の「星川・天王町・保土ヶ谷駅周辺街づくり協議地区」内にある一部の道路を取扱基準第3条第1項第1号別図1に新たな道路として追加しました。なお、地区計画等^{*1}における駐車場の配置に関する基準等に合ったものについてのみ、敷地外駐車場を認めるものとします。

※1：地区計画等とは「都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第4条に規定する街づくり協議指針等」をいいます。

【改正】取扱基準第3条第1号別図1



【横浜市地形図複製承認番号 令2建都計第9027号】

一取扱基準第3条第1項第1号別図1に定める道路とは一

横浜市駐車場条例第10条に規定する交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして、取扱基準第3条第1項第1号別図1に、地区計画等^{*1}に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図1に定める道路に建築物の敷地が接する場合（その建築物の敷地が2以上の道路に接する場合において別図1に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除く。）は、敷地外に附置義務駐車施設等を設置することを認めています。

～改正内容の詳細については、以下のホームページをご覧ください～

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>

(横浜市都市整備局都市交通課ホームページ 横浜市駐車場条例(附置義務駐車場)について)

改正施行規則の施行日

「令和3年6月1日」施行

《お問合せ先》

《具体的な台数算定等のお問合せ先・届出提出の窓口》

横浜市 建築局 建築指導部 市街地建築課(駐車場担当)
(横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階) 電話:045-671-4510
※具体的な相談は窓口にて図面等で行っております。

《横浜市駐車場条例全般についてのお問合せ先》

横浜市 都市整備局 都市交通部 都市交通課 駐車場担当
(横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階)
電話:045-671-3853

横浜市 都市整備局 都市交通課 〒231-0017 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階
電話 045-671-3853 FAX 045-663-3415

ホームページ: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>

令和3年6月1日 発行